

マナーアップあなたが主役です

春の交通安全県民総ぐるみ運動

4月6日(木)～4月15日(土)までの10日間



■ 次の点に気をつけましょう！

● 高齢者は…

- ・夕暮れ時や夜間外出するときは、明るい服装をし、反射材をつけましょう。
- ・道路を横断するときは、左右の安全を確認し、横断歩道や信号機のある安全な場所を横断しましょう。

● 運転者は…

- ・子どもや高齢者を見かけたら、減速・徐行するなど「思いやりのある運転」を実行しましょう。
- ・子どもは状況判断能力が未発達で、飛び出し等の行動に配慮した安全運転を実行しましょう。
- ・高齢運転者は、自分の運転技量や情報処理能力を理解して運転しましょう。
- ・出発前にシートベルトを正しく着用することを習慣付け、同乗者（前座席、後部座席）にも、必ず正しい着用を促しましょう。
- ・子どもの体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- ・交差点では、一時停止や安全運転を徹底し、「ゆずり合い」による安全運転を実行しましょう。
- ・黄色信号での安全な停止「イエローストップ」を実行しましょう。

● 自転車利用者は…

- ・自転車も車両であることを自覚し、歩道通行時は歩行者優先を徹底しましょう。
- ・夜間・夕暮れ時には、ライトの点灯、反射材の活用等により、周囲に自分の存在を知らせることを心掛けましょう。



● 家庭・地域では…

- ・子どもや高齢者が外出するときは、正しい道路の横断方法等、交通安全について「声かけ」を実行しましょう。
- ・通学時間帯における街頭での交通安全指導、保護誘導活動に努めましょう。
- ・子ども会や老人クラブが中心となって交通安全教室を開催し、子どもと高齢者の交通安全意識を高めましょう。

■ H17年中の交通事故発生状況

区分	全 国			栃 木 県			上三川町		
	発生件数	前年比	増減率	発生件数	前年比	増減率	発生件数	前年比	増減率
発生件数	933,828	-18,363	-1.9	15,363	-234	-1.5	263	+19	+7.2
死者数	6,871	-487	-6.6	198	+2	+1.0	9	±0	±0
負傷者数	1,156,633	-26,487	-2.2	20,042	-268	-1.3	368	+57	+15.4

■ 平成17年中の10万人当たりの死者数

	全 国	栃 木 県	上三川町
ワースト順位	-	1	2
10万人当たりの死者数	5.38	9.84	28.4

今年はずでに交通事故による死亡者が1名（1月末日現在）でしております。皆さんで、交通安全を改めて認識し、交通事故をなくしましょう。

※ワースト順位は栃木県は全国。上三川町は栃木県内での順位です。

▼問い合わせ先＝石橋警察署 交通課 ☎0110 総務課 交通防災係 ☎9115

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

◆ 縦覧

固定資産税の納税者が、自己所有以外の土地又は家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧できます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月3日から最初の納期限の日まで（5月1日） 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）		
縦覧場所	役場1階 税務課		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載項目
	固定資産税の土地の納税者 （代理人または納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番） 地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 （代理人または納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号 種類・構造 床面積・価格
審査申出期間	固定資産税課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間		
縦覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書または課税明細書 ・運転免許証など本人と確認ができるもの ・印かん ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		

◆ 閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して見ることができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月3日より、通年（土日祝日、年末年始の休日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで	
閲覧場所	役場1階 税務課	
閲覧できるとその範囲	閲覧できる人	閲覧できる範囲
	1. 固定資産の所有者	所有している固定資産
	2. 土地を有償で借りている人	借りている土地
	3. 家屋を有償で借りている人	借りている家屋及びその敷地である土地
	4. 固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書、課税明細書または運転免許証など、本人と確認できるもの ・「閲覧できる人」のうち、上記2.3.4.に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書等） ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円（ただし、縦覧期間中の閲覧は無料）	

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎9123

町税等の納付は簡単便利な口座振替で

らくらく **その1** 納税のために金融機関へ出向く必要がない

らくらく **その2** 現金を持たずに納税できるので安心です

らくらく **その3** 納税の記録が通帳等に残ります

手続きは簡単です

口座振替は、役場や金融機関へお出かけになる手間や納め忘れを解消します。

手続きは、役場税務課または、あなたの預貯金口座のある金融機関及び郵便局窓口で、預金通帳と届出印かんをお持ちの上、お申し込みく

ださい。一度申込みされると、廃止届、変更届が出されるまで毎年継続されます。

なお、引き落としは、申込み月の翌月に納期が来る税目等からとなりますので、お早めに申込みください。

振替できる町税等

- 町県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料

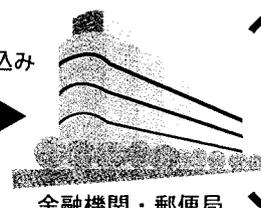
取扱い金融機関等

- 足利銀行全店
- 栃木銀行全店
- 足利小山信用金庫全店
- 宇都宮農業協同組合本所・支所
- 郵便局

預金通帳
印鑑



お申し込み



金融機関・郵便局

申し込み通知



振替え請求



預金より支払い



町役場

納付済み
通知書



▼問い合わせ先＝税務課 管理徴収係 ☎ 569121

ごみの不法投棄は「犯罪」です

本町では、ごみの不法投棄をなくすために日常パトロールを行なっています。しかし、山林や空き地など人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄に対しては調査を行い、不法投棄者が判明した場合には、現状回復させるとともに、適正処理の指導を行い、悪質な場合は警察などの関係機関と連携し、厳しく対処しています。

不法投棄をすると法律により、個人の場合は5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

※不法投棄を目撃・発見したときは、車のナンバ

ーや車種など詳細を町生活環境課または、警察まで連絡をお願いします。

※万が一、民地に不法投棄された場合は、その土地の管理者が責任を持って処分することになります。空き地や山林等の所有者・管理者は、定期的に巡回したり、掲示板や柵を設けるなど、不法投棄の未然防止に努めましょう。



▼問い合わせ先＝

生活環境課 清掃係 ☎⑤⑨131
石橋警察署 生活安全課 ☎⑤②0110

所得税の確定申告 町県民税申告相談は3月15日までに

平成17年分の所得税確定申告と納税及び、平成18年度町県民税申告相談は、3月15日までです。必ず期限内にすまされるようお願いいたします。所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない人が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、無申告加算税や過少申告加算税がかかる場合がありますのでご注意ください。

●会場＝上三川町役場 3階大会議室

●受付時間＝午前の部…午前9時～11時
午後の部…午後1時～4時

【延納制度があります】

確定申告をして納めることになった所得税を一度に納められない時などには、税額の2分の1以上を3月15日までに納め、残りの税額を5月31日までに納める「延納制度」があります。ただし、延納期間中は、利子税が課せられます。

【振替納税制度のご利用を】

所得税の納税方法に、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数が少なく済み、また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税を希望される人は、預貯金先の金融機関か宇都宮税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

乗らない軽自動車の廃車届は 3月末日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している人は、3月末日までに廃車手続きをしてください。



▼県ナンバー＝軽四輪車は栃木県軽自動車協会（☎028-645-5161）、自動二輪車は関東運輸局栃木陸運支局（☎028-658-7012）で。

▼町ナンバー＝原動機付自転車及び125cc以下の自動二輪車、ミニカー、テラー、トラクター、コンバイン、小型特殊自動車は、役場住民課窓口で。

▼手続きの方法＝町ナンバー車は、廃車したい車両のナンバープレートと印かんを持って、住民課窓口にお越しください。

※業者などに頼んで廃車した場合は、手続きが済んでいるかどうかを確認してください。3月末日までに完了していないと、来年度も課税されます。また、住所、氏名が変わった場合も早めに手続きをしてください。

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎⑤⑨122 宇都宮税務署 ☎028(621)2151

第1号被保険者のみなさん!!

保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金は、老齢基礎年金だけでなく、万が一の時の障害基礎年金・遺族基礎年金があり、生涯に渡ってあなたの生活をサポートする制度です。しかし、もし保険料の未納がありますと、年金額が少なくなったり、最悪の場合には年金が受けられない場合もあります。

将来確実に年金を受け取るためにも、保険料をきちんと納付しましょう。

便利でお得な前納制度

国民年金には、保険料を一括して納めることのできる全納制度があります。前納の最大のメリットは、「保険料が割引」になることです。また、毎月納める手間が省けるとともに、納め忘れを防ぐことができます。

◆1年全納と6か月全納の場合

	1か月の保険料	毎月納付金額	前納金額	割引額
1年前納	13,860円	166,320円	163,370円	2,950円
6か月前納	(平成18年度額)	83,160円	82,480円	680円

納期	1年前納 (4月～翌年3月分) 6か月前納 (4月～9月分)	⇒ 4月中	●前納の納付書は、4月に送付される毎月分の納付書に添付されていますので、お近くの金融機関等で納めてください。
	6か月前納 (10月～翌年3月分)	⇒ 10月中	●年度途中からの前納や口座振替による前納もできますので、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

前納の場合、口座振替にすると、さらにお得です!

1年前納	6か月前納	<p>口座振替で前納している人へのお知らせ</p> <p>現在、口座振替で前納している人は、左記の金額は早割を含めた額になります。改めて早割の手続きはいりません。</p>
3,490円 割引	940円 割引	

ご注意 4月末日の口座振替の前納は、平成18年3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので、お早めにお申し込みください。

安心・便利な口座振替に、早割が追加!

現金(納付書)で納めていた人、又は口座振替(翌月振替)をされていた人が、当月末に口座振替えすることで月額50円の割引がされる制度(早割)ができました。早割する場合には、申請が必要になります(現在、毎月口座振替をしている人は、改めて変更の申請が必要です)。また、早割を申し込みされた場合、通常より1か月前に振り替えることになるため、初回に限り、2か月分(前月分、当月分)を振替させていただく場合もあります。

平成18年3月中にお申し込みされた場合	通常の 口座振替	保険料	引落月	⇒	早割制度	保険料	引落月	4月分以降の 保険料から 50円割引
		3月分	4月末日			3月分	4月末日	
		4月分	5月末日			4月分	4月末日	
		5月分	6月末日			5月分	5月末日	

納付方法

申込用紙に必要事項を記入し、預(貯)金通帳、通帳届出印、年金手帳または納付書を持参のうえ、希望する金融機関・郵便局・社会保険事務所ですべての手続きを完了します。申込用紙は、社会保険事務所に請求するほか社会保険庁ホームページから印字することもできます。
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

▼問い合わせ先=宇都宮西社会保険事務所 ☎028 (622) 4222 住民課 国民年金係 ☎69127

はじまります障害者自立支援法

障害者の人に対する福祉サービスとして、平成15年4月から支援費制度が実施されてきましたが、平成18年4月1日から障害者自立支援法による新しい制度へ段階的に変わっていきます。

下図のとおり、障害者自立支援法における福祉サービスは、大きく

- ①介護給付
- ②訓練等給付
- ③自立支援医療
- ④補装具
- ⑤地域生活支援事業

の5つの柱からなります。

このうち①介護給付の一部、③自立支援医療が4月からスタートし、他のサービスは平成18年10月からスタートになります。



このため、現在の支援費制度による居宅サービス、施設サービス、現在の補装具、日常生活用具の制度は9月まで継続となります。

今月から連載で制度の内容を説明しますが、紙面の関係で詳細なことまで記述できませんので、不明な点がありましたら、健康福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

自立支援法のポイント

その1 障害の種類に関わりなく福祉サービスを一元化

支援費制度では対象とならなかった精神障害者の人を含めて、身体、知的、精神の障害の種類に関わりなく、共通の福祉サービスが提供されます。

その2 利用者負担をサービス量と所得に応じた定率負担（1割負担）に

原則は1割負担ですが、負担が増え過ぎないように所得に応じて月額負担上限額が設定されます（4月号で説明）。

その3 施設などを利用した場合、食費、光熱水費などが利用者の実費負担に

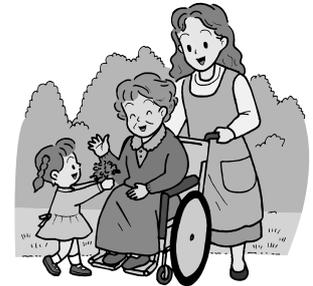
収入が少ない人には負担額を軽減する仕組みがあります。

その4 障害種別毎の施設・事業体系を6つの事業に再編

その5 障害者の就労支援施策を充実

その6 障害者の方に身近な町が一元的に福祉サービスを提供

相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など地域生活支援事業として町が制度の仕組みを作り福祉サービスを決定します。



4月号では、9月まで継続となる支援費制度について、5月号では障害程度区分の認定、6月号では自立支援医療についての説明を予定しています。

市 町 村

①介護給付

- ・住宅介護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・共同生活介護
- ・重度訪問介護
- ・療養介護
- ・児童デイサービス
- ・重度障害者包括支援
- ・施設入所支援

②訓練等給付

- ・自立訓練（機能・生活）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助



自立支援給付

障 害 者
障 害 児

③自立支援医療

- ・（旧）更生医療
- ・（旧）育成医療
- ・（旧）精神通院公費等

④補装具

⑤地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援、日常生活用具
- ・移動支援 ・地域活動支援 ・福祉ホーム 等

上三川町行政改革大綱（第3期）及び集中改革プラン ～持続性ある発展を支える上三川の改革～

本町は、平成14年度から17年度までを推進期間とした上三川町行政改革大綱（第2期）に基づき、行政改革を推進してきましたが、この度、新たに平成17年度から21年度までを推進期間とする上三川町行政改革大綱（第3期）及び集中改革プラン（以下「大綱等」といいます。）を策定しました。

基本方針

① 行政を取り巻く環境の変化への対応

少子高齢化や住民ニーズの多様化をはじめ、地方分権の推進に的確に対応していくためには、行政運営の効率化と効果的な住民サービスの提供が課題となり、これに適切に対処しつつ、自主的・自律的な行政運営ができるような体制の整備に努めます。

② 行政運営の総合化・簡素化・効率化

行政需要への的確な対応のためには、各種施策の一体化、総合化が一層重要であるため、行政各部門の中での調整機能の強化充実と、これをふまえた行政全般にわたる総合的な調整機能の確立を図ります。

また、新しい時代の行政運営に欠かせない、「スピード」「顧客志向」「目標志向」「コスト意識」の徹底を図り、競争原理の導入により、最少の経費で最大の効果を上げる視点に立脚して、総職員数の抑制や簡素で効率的な組織・機構の実現、事務事業の整理・合理化等による行政の

スリム化を進めるとともに、情報化の推進等による住民サービスの向上に努めます。

③ 職員の意識改革と能力の開発

住民のニーズや新しい行政課題に的確に対応するため、職員の意識改革を図ります。一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成に努めます。

④ 町民のまちづくり意識の醸成

行政改革の成果を上げていくためには、行政内部だけの努力にとどまらず、町民の自発的・積極的な行政各分野への参画が必要です。また、個人・団体等の地域社会における役割を認識し、町民・行政等がそれぞれの役割分担のもとに協働して魅力と活気あるまちづくりと住民自治の確保に努めます。

⑤ 「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の形成

すべての分野にわたって「安心・安全」、「活力」、「協働・自立」を基本理念としたまちづくりを進めることによって、誰もが住んでみたくなる、住み続けたくなるまちの実現を目指します。

主要施策

① 事務事業の見直し

- (1) 事務事業の整理・合理化
- (2) 行政手続の公平の確保・透明性の向上
- (3) 民間委託の導入

② 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

- (1) 組織・機構の整備

③ 定員管理の適正化と計画的・効率的な行政運営

- (1) 人事システムの確立
- (2) 定員の適正化
- (3) 給与水準の適正化
- (4) 人材育成計画の推進と職員の資質向上

④ 行政の情報化等による住民サービスの向上

- (1) 情報化の推進と住民サービスの向上

⑤ 住民参画と公共施設の効率的な設置・運営

- (1) 住民参画の促進
- (2) 公共施設の効率的な設置・運営

⑥ 財政の適正かつ健全な運営

- (1) 財政の健全化
- (2) 補助金等の整理・合理化
- (3) 使用料及び手数料の見直し
- (4) 公営企業の経営健全化
- (5) 農業公社の経営健全化

基本方針1
行政を取り巻く環境の変化への対応

基本方針2
行政運営の総合化・簡素化・効率化

基本方針3
職員の意識改革と能力の開発

基本方針4
「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の形成

持続性ある発展を支える上三川の改革

主要施策1
事務事業の見直し

主要施策2
時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

主要施策3
定員管理の適正化と計画的・効率的な行政運営

主要施策4
行政の情報化等による住民サービスの向上

主要施策5
住民参画と公共施設の効率的な設置・運営

主要施策6
財政の適正かつ健全な運営

※詳細については、町ホームページに掲載しております。

▼問い合わせ先＝総務課 行政管理係
☎ 9116